



<組合より>

- ・火災保険、借家人賠償付き推奨依頼  
賃貸契約原状回復費用が補える保険加入退去時の費用発生時の対処の為
- ・外国人技能実習生総合保険の再加入依頼
- ・原付バイクを取得した場合の任意保険の加入依頼
- ・自転車保険（地域別の加入条件）の加入依頼  
(例えば、福岡・鹿児島は加入義務、熊本は努力義務etc)
- ・最低賃金改正（予告）
- ・帰国便の予約フロー
- ・10月各種試験関係の案内

P. 2, 3, 4

P. 5

P. 6, 7

P. 8

<お願い>

- ① 在留資格更新における必要書類の案内  
書類部より問合せの際はご協力お願いします。
- ② 技能実習責任者講習、技能実習責任者講習、生活指導員講習の  
期限切れでしたら再受講をお願いいたします。
- ③ 雇用条件と実際の就業時間に違いがある場合、  
更新や見直しが必要な場合は、組合へご連絡をお願いします。

<お知らせ>

- ・抗原検査キットのお知らせ
- ・技能実習生の労働条件の確保・改善のために  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000031pdz-att/2r98520000031pmp.pdf>
- ・安全衛生特別教育 [http://www.roaneikyo.or.jp/reserve/pdf/full\\_toku.pdf](http://www.roaneikyo.or.jp/reserve/pdf/full_toku.pdf)
- ・中央職業能力開発協会 <https://www.javada.or.jp/>
- ・技能検定試験問題公開サイト <http://kentei.javada.or.jp/>

P.9

P.10,11,12

36協定



## 賃貸住宅入居者用火災保険のご案内 外国人技能実習生受入れ住居サポート用 損保ジャパン

### ●賃貸住宅入居火災保険の内容 法務省ガイドライン「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」

毎年、不慮の事故や疾病に遭遇する技能実習生が見受けられることから、関連法令に基づき健康保険に加入することはもちろんのこと、これらの公的保険を補完するものとして民間の傷害保険に加入することについても、技能実習生の保護に資するものといえます。又、それらに関連付随し日常生活においても近年トラブル、事故が増加しており、それらのリスクより実習生を守ることも円滑な技能実習生の受入れに必要なようになってきています。

### ●保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）

保険契約者の範囲：組合・受け入れ企業

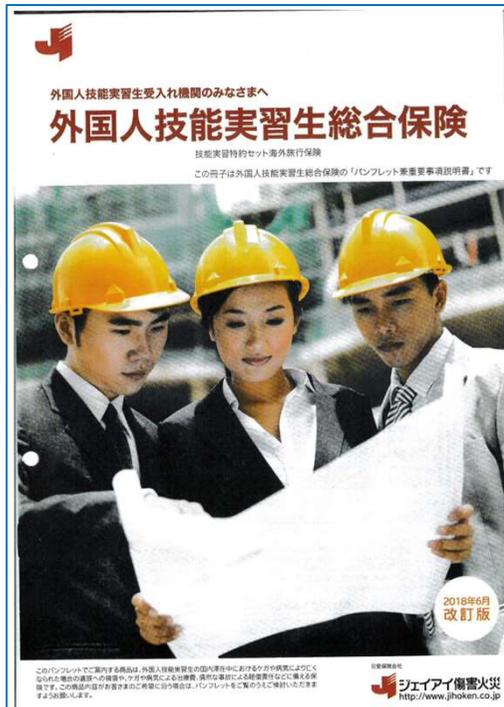
被保険者の範囲：受入れ企業（賃貸契約者）・実習生本人

### ●補償対象期間 受入れ企業配属後 3年間

### ●保険料 一部屋につき9,000円（建物の構造により異なります）

### ●お支払い事例

- ・近所のスーパーに自転車で買物に行く途中、停車中の車に接触、車に傷が入り修理代を**弁償**する。
- ・実習生のタバコの不始末で火事になりアパートが半焼、賃貸契約者が家主より**賠償**求められる。
- ・実習生が誤って、油を台所で流し排管が詰まり**修理代を負担**。
- ・外出時風呂の蛇口を閉め忘れ、階下に水が漏れ階下の住人の家財・衣類等を**弁償**する。
- ・退去時に家主より原状回復を求められ、**破損**してる部分のみは保険で支払い対象になる。
- ・実習生が外出時鍵を壊され空き巣にあい、部屋の中の**備品がなくなる**。  
備品再購入費及び壊された鍵の**修理代を負担**する。



## 外国人技能実習生保険 について、再加入

3年後再加入必要  
(3号/特定技能/特定活動)

●補償対象期間(責任期間)										
時系列	出国 → 帰国 → 出国 → 帰国									
在留資格	技能実習1号 → 技能実習2号 → 技能実習3号									
この保険の補償について	<table border="1"> <tr> <th>補償期間</th> <td>外国人技能実習生総合保険 (3年まで)</td> <td>外国人技能実習生総合保険 (2年まで)</td> </tr> <tr> <th>治療費用【傷害、疾病】</th> <td>治療費用100%補償期間<sup>#1</sup></td> <td>治療費用30%補償期間<sup>#2</sup></td> </tr> <tr> <th>治療費用以外</th> <td>補償対象</td> <td>補償対象</td> </tr> </table>	補償期間	外国人技能実習生総合保険 (3年まで)	外国人技能実習生総合保険 (2年まで)	治療費用【傷害、疾病】	治療費用100%補償期間 <sup>#1</sup>	治療費用30%補償期間 <sup>#2</sup>	治療費用以外	補償対象	補償対象
	補償期間	外国人技能実習生総合保険 (3年まで)	外国人技能実習生総合保険 (2年まで)							
	治療費用【傷害、疾病】	治療費用100%補償期間 <sup>#1</sup>	治療費用30%補償期間 <sup>#2</sup>							
治療費用以外	補償対象	補償対象								

## 外国人技能実習生総合保険

### 1 外国人技能実習生総合保険の内容

2010年に改正入管法が、2017年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、外国人技能実習生の制度は拡充が進んでいます。

技能実習制度では、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため、原則、社会保険に加入することが義務づけられています。また、法務省ガイドライン「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(2013年改訂)では、公的保険を補充する民間の傷害保険等に加入することが技能実習生の保護に資するものとされています。

#### 法務省ガイドライン

##### 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」

毎年、不慮の事故や疾病に遭遇する技能実習生が見受けられることから、関連法令に基づき健康保険等に加入することはもちろんのこと、これらの公的保険を補充するものとして民間の傷害保険等に加入することについても、技能実習生の保護に資するものといえます。

この保険は、法務省ガイドラインを充足する保険として、また、実習実施機関が安定した技能実習を実施するために開発された技能実習生専用の保険です。実習実施機関の皆様の円滑な技能実習生の受け入れに、ぜひお役立てください。

#### ●補償対象期間(責任期間)

時系列	出国	帰国	出国	帰国
在留資格	技能実習1号(1年)	技能実習2号(2年)	技能実習3号(2年)	
補償期間	外国人技能実習生総合保険(3年まで)		外国人技能実習生総合保険(2年まで)	
治療費用【傷害、疾病】	治療費用100%補償期間 <sup>#1</sup>		治療費用30%補償期間 <sup>#2</sup>	
治療費用以外	補償対象		補償対象	

●外国人技能実習生が帰国等で出国手続きを終了してから、日本における技能実習を終了し、帰国等への帰国手続きを終了するまで一貫して補償します。  
 ●治療費用については、健康保険等の公的制度を使用した場合の自己負担額が補償されます。  
 ※1 治療費用100%補償期間内では、かつ、帰国等を出発してから日本で社会保険が適用になるまでの期間は、治療費用が100%補償されます。  
 ※2 治療費用100%補償期間終了後は、健康保険等の公的制度からの給付がされない場合は、実所に負担される治療費用に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。  
 ●傷害死亡、傷害後遺障害、傷害治療費用、疾病治療費用、疾病死亡について、講習終了後は、業務上の事由または通勤による疾病は保険金支払の対象外となります。

#### ●保険契約者・被保険者(保険の対象となる方)

保険契約者の範囲	技能実習生を受入れる本邦公私の機関 これらの機関のために援助業務を行う機関
被保険者の範囲	外国人技能実習生(入管法別表第1の2の表で定められた「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事する者)に限ります。

\*この保険は外国人技能実習生専用の保険ですので在留資格が「技能実習」以外の方を被保険者とすることができません。



## 損保ジャパン

SOMPO Innovation for Wellbeing

2020年4月版

# リペア+

(※)リペア+(リペアふらす)は製造業務特約条項等を付帯した業務過誤賠償責任保険のペットネームです。

### 生産物修理費用担保 製造業者E&O保険のご案内

製品に関するリスクへの備えは万全ですか？

貴社の製品の製造・販売等の欠陥により、第三者の経済的損失の発生または拡大を防止するために貴社が支出した生産物自体の修理費用および代替費用は、従来商品では保険金が支払われません！

### 損保ジャパンのリペア+にお任せください！

貴社製品自体への補償！

第三者の経済的損失の発生または拡大を防止するために貴社が負担した生産物自体の**修理費用と代替費用**を補償します！

引渡し後の生産物の欠陥によって第三者に経済的損失を与えたことによる賠償責任も補償されます。

簡単手続き！

年間売上高で保険料算出、告知書の提出は不要です。

### 保険金をお支払いする主な事例

納品した自動車部品が意図された仕様でないことが発覚した。完成車製造企業から生産ライン停止に伴う収益減少分の損害賠償請求は受けなかったが、被保険者にて自動車部品の修理を行った。

発注された包装材と異なる製品を納品したため、パン製造企業にて包装ができなかった。パン製造企業は、別会社に包装材を発注した。被保険者は、再発注に要した費用を請求された。

金属部品(生産物)を溶接したところ、不備があり取引先企業の機械が作動しなかった。後日、溶接の再作業を行う中で、追加の人工費が発生した。

### 補償内容

ニーズに合わせて、2つのご契約プランからお選びいただけます。

保険期間1年		プランA	プランB
生産物修理費用	保険金額 (1事故・期間中)	5,000万円	1億円
	自己負担額	5万円	10万円
使用不能損害	保険金額 (1賠償請求・期間中)	5,000万円	1億円
	自己負担額	5万円	10万円

※総保険金額(合計のお支払いできる金額)は、生産物修理費用と使用不能損害を合算して、プランAでは5,000万円、プランBでは1億円となります。プランAでは1億円、プランBでは2億円というところではございませんので、ご注意ください。  
※本プランにご加入できるお客さまは年間売上高300億円以下の製造・販売等を行う事業者の方となります。ただし、過去3年間で本商品およびPL保険での事故が発生していない事業者に限ります。

### 保険料

年間保険料は下表のとおりです。年間売上高規模に応じた保険料体系となっており、対象とする業務にかかわらず、保険料は一律となります。

年間売上高	プランA	プランB
～ 1億円	180,000円	240,000円
～ 3億円	192,000円	264,000円
～ 5億円	300,000円	396,000円
～ 10億円	420,000円	576,000円
～ 20億円	624,000円	840,000円
～ 30億円	876,000円	1,176,000円
～ 50億円	1,128,000円	1,524,000円
～ 75億円	1,428,000円	1,932,000円
～ 100億円	1,740,000円	2,352,000円
～ 200億円	2,340,000円	3,156,000円
～ 300億円	3,060,000円	4,116,000円

※「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の記名被保険者の対象業務における日本国内の税込の売上高」に基づいて算出した保険料によりご契約いただけます。確定保険料による契約ですので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

### 保険金をお支払いできない主な場合

損保ジャパンは、次のいずれかの損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者の犯罪行為に起因する賠償責任
- ② 他人の身体の障害または精神的苦痛に起因する賠償責任
- ③ 生産物以外の財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害 など

●このちらしは、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

**損害保険ジャパン株式会社**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 <公式ウェブサイト>https://www.sompo-japan.co.jp/contact/  
 SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

(S)J20-52064 2021.2.12)



## Press Release

令和3年7月16日（金）  
【照会先】  
労働基準局賃金課  
課長 大塚 弘満  
課長補佐 尾崎 拓洋  
(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5596)  
(直通電話) 03 (3502) 6757

報道関係者 各位

### 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について ～ 目安はA～Dランク全てにおいて 28 円 ～

本日開催された第61回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

#### 【答申のポイント】

##### （ランクごとの目安）

各都道府県の引上げ額の目安については、A～Dランク全てにおいて 28 円。  
注：都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都道府県、Bランクで11府県、Cランクで14道県、Dランクで16県となっている。（参考参照）

##### （参考）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この答申は、今年の6月22日に開催された第60回中央最低賃金審議会、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

県によって違いはあると思いますが、基本的には2021年10月に、改正されるかとも想定されます。（+28円）

今後の案内確認が必要となります。

今後は、各地方最低賃金審議会、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

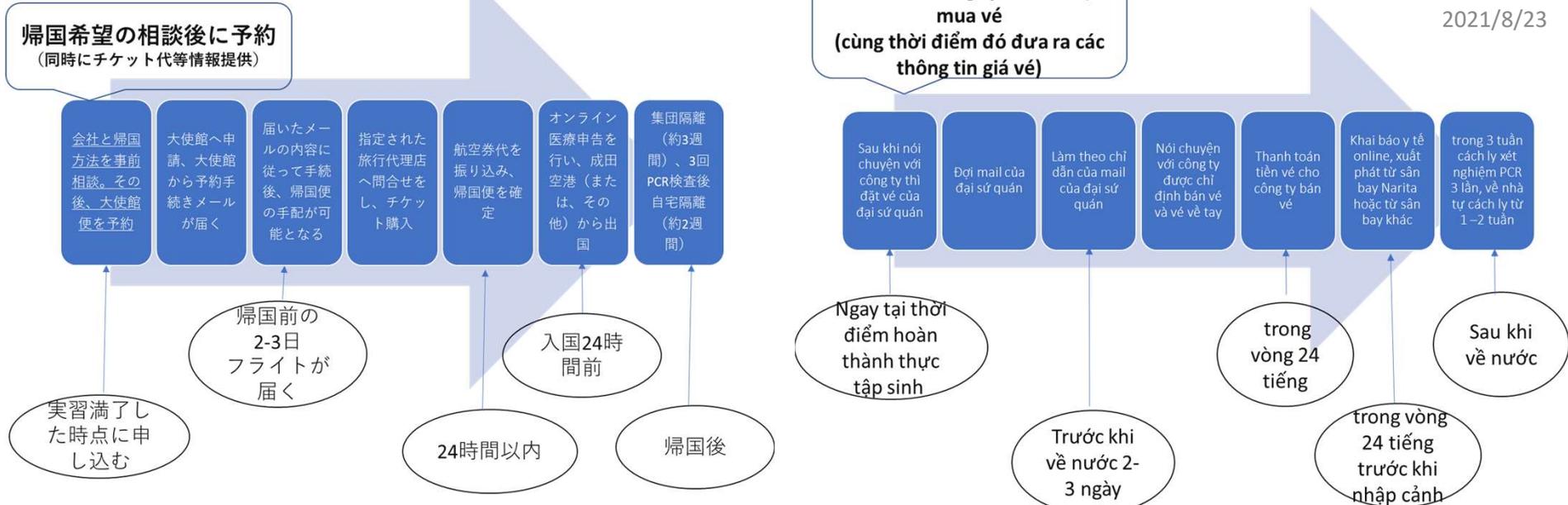
今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は28円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。  
また、引上げ率に換算すると3.1%となっています。

- 別 添 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）  
別紙1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解  
別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告  
参考1 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要  
参考2 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ  
参考3 地域別最低賃金の全国加重平均と引上げ率の推移  
参考4 令和2年度地域別最低賃金額  
参考5 中央最低賃金審議会委員名簿  
参考6 目安に関する小委員会委員名簿



## チケット購入の流れ / QUY TRÌNH MUA VÉ 大使館へ予約の場合 / MUA VÉ QUA ĐẠI SỨ QUÁN

現時点



1. 航空券代は隔離費を含まない。約10万円（未確定）。
2. 妊娠中の人や重病者の場合は優先搭乗となるが、通常（実習生）は抽選となり、抽選があたると航空券が購入できる。
3. 隔離場所は大使館へ予約する際ホテル隔離と集団隔離を選択できる。
4. 下記は大使館へ予約するリンク先  
<https://forms.gle/66xm9fgUKXN8GSdk9>
5. 下記はオンライン医療申告のリンク先  
<https://tokhaiyte.vn/>

注意：旅行代理店経由の場合は、  
デポジット（50%）が必要な場合がある。

1. Tiền vé máy bay khoảng 10man yên chưa bao gồm tiền phí cách ly
2. Đối với đối tượng là người mang thai hay người bị bệnh nặng được ưu tiên mua vé Đối với các đối tượng còn lại(thực tập sinh) sẽ mua vé theo hình thức bốc thăm
3. Nơi cách ly được lựa chọn giữa khách sạn và cách ly tập trung khi đăng ký qua đại sứ quán
4. Dưới đây là link đăng ký vé :  
<https://forms.gle/66xm9fgUKXN8GSdk9>
5. Dưới đây là link khai báo y tế trước khi nhập cảnh:  
<https://tokhaiyte.vn/>

Chú ý: Trường hợp đặt cọc (50% )  
khi mua vé qua đại lí bán vé



現時点

参考

2021年 8月17日

## = 救済便 特報 =

### ベトナム大使館主事 正規レスキュー便のご案内-14

前略、日頃より皆様方のご愛顧を賜り、誠に有難うございます。  
取り急ぎ、ベトナム大使館主事『レスキューフライト』の追加設定連絡が入りました。  
下記の通りご案内させていただきますので、ご参照下さい。

#### 【レスキューフライト】

PLAN-26 8/21(土) 成田 ~ ハノイ<HAN>> VN311 12:35 発-15:55 着  
予定 220名  
航空代金(全て込み)  
大人 ¥99,430.-  
子供 ¥76,370.-  
..... 幼児 ¥14,770.-  
備考: 無料受託手荷物 23Kg X 1 個(追加 手荷物はお受けできません)  
無料機内持ち込み手荷物 10Kg X 1 個 OK

上記『レスキューフライト』は、ベトナム国籍者が個人として大使館へ利用申請登録をし、  
ベトナム政府からの承認を得て順次登録者へ搭乗可能な案内が参ります。

尚、ベトナム大使館より帰国可能の通知有り次第弊社までご連絡下さい。

ベトナム航空と連携を取り、ご帰国便の手配をさせていただきます。

※PCR 検査陰性証明書 事前準備不要。(現地にて検査予定)

ご自身で『マスク』をご用意ください(チェックイン・搭乗・出入国時・キャビン内着用義務有  
着後、隔離施設着後、政府の指示に従って下さい。

尚、ご不明な点等がございましたら、メール又はお電話にてお問合せください。

草々

### 【ベトナム航空 日本支社・在日ベトナム社会主義共和国大使館】

※ 認定代理店…

(株) プレミアム・バケーションズ

日本語 : 050-3388-2940 (山口・川上)

ベトナム語 : 090-5549-7684 (TAGUCHI BICH)

E-MAIL : info@premv.jp (共通)

営業担当 : 山本英雄 090-3317-7296



## 令和3年10月試験予定

- 10/13 福岡県：[鉄筋組立て](#)
- 10/15 福岡県：[鉄筋組立て](#)
- 10/25 福岡県：[大工](#)

アシスト国際事業協同組合  
[試験対策サイト](#)  
[CLICK](#)  
からもご覧いただけます



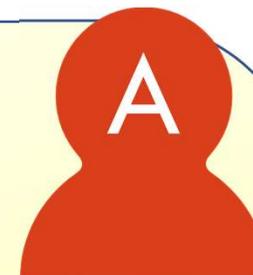
試験関係のお問い合わせは  
コチラまで↓

[shiken@assist-int.com](mailto:shiken@assist-int.com)



### よくあるご質問

～わかりやすい  
技能検定のしくみ～



帰国するのに、何のために試験を受けるんですか？

実習生が、実習を熟達目標まで到達できたのか確認するための試験です。  
わかりやすくいうと、“進級試験”や“卒業試験”と捉えていただくと幸いです。



試験日の変更はできますか？

国が定める、国家試験と同じようなものなので、試験日を変更することが難しいです。日程変更する場合、再度ゼロから試験申し込み(試験料も再度必要)となります。試験日が分かり次第、お知らせをいたしますので、ご多忙とは存じますが、スケジュールの確保をどうぞよろしくお願いいたします。





Assist international business cooperative  
業協同組合  
2021/8/23

**ツインチェックTC** 試験研究用 CEマーク取得済

**HEO TECHNOLOGY** ツインチェック

新型コロナウイルス  
インフルエンザA/B

**抗原検査キット**

変異種対応 痛くない 迅速・簡単

「今」感染しているか、わずか5分で一括同時判定。精度97.5%\*

お客様と対面するお仕事の方。	お仕事で出張が多い方。	帰省前に感染の有無を確認したい。
無症状でも感染していないか知りたい。	同居人に高齢者がいる方。	通勤・通学する家族の健康を確かめたい。

日本国内で20万人の方が利用。迅速検査で安心。

**ご利用者様の声**

**一般企業代表** テレワークができない仕事のため、社員のこ家族の不安解消の一助として会社で検査を実施する事にしました。病院で検査をするよりも、早く安心なのが魅力的です。

**一般のご利用者様** 急な発熱があり不安でしたが、注文後すぐ届き、自宅での検査と判定できて安心しました。

**介護施設長** 以前から、職員と利用者向けにインフルエンザの抗原テストを利用していました。新型コロナウイルスも同時に判定できるのがとても良いので、購入を決めました。

**唾液検査キット (セット内容)**

【使用上の注意事項】  
●検査結果が出て、いかなる結果が出たとしても検査結果に異議を申し立てた場合は、自己責任で、コロナウイルスもしくはインフルエンザ感染の有無の判定は検査結果を基に、医療従事者等に相談してください。  
●検査結果は、個人や個人、企業や個人向け、コロナウイルス  
● 特許：新型コロナウイルス  
● 精度：91% (71/78) 95% (94)：82.6%~95.6%  
● 検出率：100% (265/265) 95% (94)：96.2%~100%  
● 検出率：中国  
● 製造元：Hangzhou HEO Technology Co., Ltd.  
● 承認：CEマーク (EU技術規格) 取得  
● 日本総代理店：AASIS - CEマーク取得済 - 各国承認取得済



販売代理店  
〒811-2309  
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目3-11  
アシスト国際事業協同組合  
Email: info@assist-int.com  
TEL: 092-719-0180 FAX: 092-719-0181  
お急ぎの場合 070-2418-0011 担当: 田代

検査比較

PCR検査  
抗原検査  
抗体検査

	PCR検査	抗原検査キット	抗体検査キット
目的	今感染しているかどうかを判定	今感染しているかどうかを判定	過去に感染したか
探るもの	鼻や喉の粘膜液	鼻や喉の粘膜液	血液
時間	4~8時間	15分程度	15分程度
手順	専門スタッフ必要	専門スタッフ不要 簡易	専門スタッフ不要 簡易
精度	高い	PCR検査より若干劣る	精度と信頼性が不明
調査内容	ウイルスに特徴的な遺伝子配列	ウイルスに特徴的なたんぱく質	ウイルスを除去しようとする(抗体)たんぱく質
業事承認	承認されている	承認されている (一部研究試薬の流通)	承認がまだ検査は認めていない (一部研究試薬の流通)

※1 2020年5月20日PMDA体外診断薬審査室によるCOVID-19抗体検査 (IgM、IgG) の承認申請に係る基本的な考え方より

価格表

個数	価格(税抜き単価)	送料
1個	3900円	600円
5個	3800円	1000円
10個	3700円	1000円
20個	3500円	-
50個	3300円	-
100個	3000円	-

当日お届けサービス (別料金)  
福岡市内: 2000円  
その他地域も対応可能です。まずはお問合せ下さい

※ 当日14時までのご注文の場合、その他の時間でも柔軟に対応しますのでお気軽にお問い合わせください



※ 100個以上のご注文時の納期準備はお問い合わせください。

その他のサービス

<p><b>1 抗体検査キット</b></p> <p>コロイドゴールド法を用いた抗体検査キットです。IgM抗体、IgG抗体の2種を同時に検出できます。 Watmind製 <a href="http://watmind.jp">http://watmind.jp</a> 感染モニタリングアプリを使用した予防実践に貢献します</p>	<p><b>2 PCR検査キット</b></p> <p>郵送型唾液採取キットです。別途料金にて陰性証明書も発行可能。検査機関(東京)到着後12時間以内に結果をメールでお知らせ。当日お届けサービスにも対応しております。</p>	<p><b>3 コロナ感染予防管理</b></p> <p>抗原検査キット、抗体検査キット、PCR検査キットを組み合わせた社内での感染管理についてトータルコンサルティング致します。感染時マニュアルの作成等幅広く対応しております。</p>
---	--	---

製造元

HEO TECHNOLOGY  
Hangzhou HEO  
Technology Co., Ltd  
Room 201, Building 3, No. 2073  
Jinchang Road, Yuhang District,  
Hangzhou, China



従業員を守るため、会社を守るためにはこれからの企業はコロナウイルスと向き合っていく必要があります。弊社では一般社団法人ナイチンゲールスピリット連盟と連携して、これからの企業がコロナウイルスとどう向き合っていくべきかを考えご提案致します。アフターコロナの時代に向けて、企業として必須になると思われるコロナ対策につきましてはぜひ当社にご用命ください。



<お知らせ>

・ 技能実習生の労働条件の確保・改善のために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000031pdz-att/2r98520000031pmp.pdf>

技能実習生の労働条件の確保・改善のために

技能実習生を受け入れる事業主の皆さま方には、労働基準関係法令を遵守し、技能実習生の労働条件の確保・改善に取り組んでいただようお願いいたします。

労働条件について

○ 労働条件の明示(労働基準法第15条)

労働者を雇い入れたときには、下記の事項を示した労働条件通知書を交付するなど、労働条件を明示しなければなりません。母国語など技能実習生が理解できる方法で行ってください。

<書面で明示すべき労働条件>

- 労働契約期間
- 期間の定めのある労働契約(有期労働契約)を更新する場合の基準(平成25年4月1日から)
- 就業場所および従事すべき業務
- 労働時間(始業・終業時刻、休憩時間、休日等)
- 賃金(賃金額、支払の方法、賃金の締め切りおよび支払日)
- 退職に関する事項(定年の有無、解雇事由等)

<その他明示すべき労働条件>

- 昇給に関する事項
- 臨時に支払われる賃金、労働者に負担させる食費および寮費等、災害補償、職業訓練、表彰および制裁、休職等に関する事項、旅費に関する事項 ←これらについて定めている場合

外国人労働者向けモデル労働条件通知書をダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/index.html>  
(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語の労働条件通知書)

- 有期労働契約(契約期間の定めのある契約)であって雇用契約の更新が必要な場合  
→ 更新する際に、改めて労働条件を明示しなければなりません。

本条に基づき交付した労働条件通知書は、入国又は在留資格変更の申請時に地方入国管理局に提出することとなります。

○ 賃金(労働基準法第24条)

賃金は、通貨で、受入れ企業から直接技能実習生に、支払わなければなりません。

- 法令で定められているもの(税金、社会保険料など)
- 労使協定で定めたもの(寮費や食費など)

ただし、具体的な使途を明らかにできない「管理費」なども、控除することはできません。

「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成24年)に、寮費や食費を控除する額は実費を超えてはならない、実習終了時の帰国旅費や受入れ団体が監理に要する費用が控除されています。

○ 時間外・休日・深夜割増賃金(労働基準法第33条)

- 時間外労働に対しては、25%以上
- 深夜業(午後10時～午前5時の労働)に対しては、25%以上
- 休日労働に対しては、35%以上

平成22年4月1日より、1カ月に60時間を超える時間外労働に引き上げられました。

ただし、中小企業については、当分の間、この引き上げは適用されません。

時間外労働を内職と称して行わせ、これに対する報奨金(入管法上、技能実習生に内職をさせることは認められていません)を支払った場合、この例では、時間外労働に対して、 $900 \times 1.25 = 1,125$ 円以上を支払わなければなりません。

○ 最低賃金(最低賃金法第4条ほか)

賃金は、最低賃金額以上の額を支払わなければなりません。

たとえ、使用者と労働者が最低賃金額を下回る賃金で合意し、最低賃金額で締結したものとみなされます。

※ 以下の2種類の最低賃金が同時に適用される場合は、適用される最低賃金額の低い額を適用しなければなりません。

- ① 地域別最低賃金(都道府県ごとに定められている)
- ② 特定(産業別)最低賃金(特定の産業ごとの基幹的)

例) 地域別最低賃金が時給800円の適用を受ける労働者に対して、入管法上の最低賃金額が時給850円に満たない場合  
→ 最低賃金額を下回る支払は、最低賃金法違反となります。この例では、地域別最低賃金を適用しなければなりません。

例) 地域別最低賃金が時給800円、特定(産業別)最低賃金が時給850円に満たない場合  
→ 技能実習生は、特定(産業別)最低賃金が適用される基幹的労働者であるため、最低賃金額が850円以上の賃金を支払わなければなりません。

○ 労働時間(労働基準法第32条、第34条、第35条ほか)

- 原則として、週40時間、1日8時間を超えて労働させてはなりません(法定労働時間)。
- 労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩を与えなければなりません。
- 少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を休ませなければなりません(法定休日)。

<適用除外>

農業、畜産・水産の事業場は、労働時間、休憩および休日に関する規定が除外されています。なお、農林水産省は通達(「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」(平成12年3月))において、「労働基準法の適用がない労働時間関係の労働条件についても、基本的に労働基準法の規定に準拠するもの」と示しています。

ただし、深夜業(P. 3)、年次有給休暇(P. 5)に関する規定については適用されます。

<特例措置対象事業場>

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業であって、労働者が1～9人の事業場は、1週44時間、1日8時間まで労働させることができます。

時間外・休日労働

36協定

法定労働時間を超えて、または法定休日に労働させる場合には、「時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。時間外や休日に労働させる場合は、36協定の範囲内で行わなければなりません。また、36協定は、限度基準に適合したものにしてください。

時間外労働の限度に関する基準(限度基準)(平成10年労働省告示第154号)

・ 業務区分の細分化  
安易に臨時的業務などを予想して対象業務を拡大しないよう、業務の区分を細分化し、時間外労働をさせる業務の範囲を明確にしなければなりません。

・ 一定期間の区分  
「1日」のほか、「1日を超え3カ月以内の期間」と「1年間」について、時間外労働の協定をしてください。

・ 限度時間  
36協定で定める延長時間は、最も長い場合でも次の限度時間を超えないものにしてください。

①一般の労働者	②1年単位の変形労働時間制の対象者
1週間 15時間	1週間 14時間
1カ月 45時間	1カ月 42時間
1年間 360時間 など	1年間 320時間 など

・ 特別事項  
臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない「特別の事情」が予想される場合、特別事項付き協定を結べば限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。ただし、この「特別の事情」は、臨時的なものに限られます。

なお、限度時間を超える時間外労働に対しては、別途割増賃金を定める必要がありますが、その率は25%を超える率とするように努めてください。

・ 適用除外  
工作物の建設などの事業、自動車の運転、新技術・新商品の研究開発の業務などについては、限度基準が適用されません。



時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。



<お知らせ>

・ 技能実習生の労働条件の確保・改善のために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000031pdz-att/2r98520000031pmp.pdf>

**労働時間管理について**

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべきに基づき、労働時間を適正に把握してください。」  
具体的には、労働者の出勤日ごとの始業・終業時刻カードなどの客観的な記録を基礎として確認し、記録し

長時間にわたる時間外労働・休日労働によりしている場合には、入管法に基づく不正行為

**○ 年次有給休暇(労働基準法第39条ほか)**

6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤なりません(雇用契約日から起算。技能実習生につ

年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の

- ① 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者に対しては、右の表の年次有給休暇が付与されます。
- ② ①以外の労働者に対しては、週所定労働日数に

**○ 中間搾取の禁止(労働基準法第6条)**

受入れ団体の役員等が、技能実習生の賃金を、名義の銀行口座に振り込ませ、これを引き出すなり、禁止されています。

**○ 強制貯金の禁止(労働基準法第18条)**

技能実習生に対して、労働契約に付随して貯蓄印鑑を使用者が保管することを含む。)をしてはな

「技能実習生の入国・在留管理に関する指

**○ 賃金台帳の作成(労働基準法第108条ほか)**

賃金台帳を各事業場ごとに作成し、以下の事項なければなりません。

- ・労働者の氏名
- ・賃金計算期間
- ・時間外労働時間数
- ・深夜労働時間数
- ・手当その他賃金の種類ごとにその額

**○ 解雇(労働基準法第20条、労働契約法第17条)**

有期労働契約により雇用されている技能実習生は、**やむを得**内に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の

技能実習生は一定期間の実習で技能を身につけ、その技能を

していることから、技能実習の継続に最大限努力してください。

やむを得ず技能実習生を解雇する場合、

- ・ 少なくとも30日前までの予告
- ・ 30日前までの予告を行わないで解雇する場合、解雇までの必要です。

支払額 = 平均賃金 × (30日 - 解雇予告日から解

解雇予告日	30日前	20日前
解雇予告手当	なし	10日

**○ 就業規則(労働基準法第89条)**

技能実習生を含め労働者を常時10人以上使用している場合は

届け出なければなりません。

また、就業規則を変更した場合にも、同様届け出が必要

※ 就業規則の内容は、技能実習生にも理解できるよう配

**○ 寄宿舎(労働基準法第96条ほか)**

寄宿舎に労働者を居住させる場合、労働基準法で定める規定を

- ・技能実習生が、事業主等の用意した宿舎に居住し、共同生活(便所、
- ・マンションなどで各自の部屋(個室)が設けられ、各部屋に便所、炊事場
- ・特殊健康診断の実態がない場合は寄宿舎に該当しません。

- ① 寄宿舎に居住する労働者の私生活の自由を侵してはならず
  - ・ 外出および外泊について使用者の承認を受けさせること
  - ・ 教育、娯楽その他の行事に参加を強制すること
  - ・ 共同の利益を害する場合以外に面会の自由を制限すること
- ② 寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければな
- ③ 技能実習生を含め労働者を10人以上使用している場合は、
- ④ 受入れ企業は、寄宿舎の設備などについて、寄宿舎に居住する労働者の安全・衛生

**安全衛生について**

**○ 安全衛生教育(労働安全衛生法第59条、安衛則第35、36条など)**

- ・ 雇入れ時等の安全衛生教育  
技能実習生を雇い入れたときや技能実習
- ・ 特別教育  
危険有害業務に技能実習生を従事させる

**特別教育の必要な業務**

- ・ クレーン(つり上げ荷重5トン未満のもの)
- ・ 玉掛け作業(つり上げ荷重1トン未満のク
- ・ フォークリフト等荷役運搬機械(最大荷
- ・ 動力プレス等の金型等の取付け、取外し、
- ・ アーク溶接

※ これらの教育は、技能実習生がその

**○ 就業制限(労働安全衛生法第61条)**

就業制限業務に技能実習生を従事させる必要

**就業制限業務**

- ・ クレーン(つり上げ荷重5トン以上のもの)
- ・ 玉掛け作業(つり上げ荷重1トン以上の
- ・ フォークリフト等荷役運搬機械(最大荷
- ・ ガス溶接等
- ・ 車両系建設機械の運転

**○ 健康診断の実施(労働安全衛生法)**

受入れ企業は、技能実習生を雇い入れた

- ・ 雇入れ時健康診断…労働者を雇い入れ
- ・ 定期健康診断…1年以内ごとに1回、定
- ・ 特殊健康診断…有害業務を行わせる場

**特殊健康診断の必要な有害業務**

特定化学物質の製造または取扱業  
屋内作業所・タンクの内部などにお

**○ 労働災害が発生したときの対応**

技能実習生が労働災害により死亡また

生にも理解できるように事前に説明して

技能実習生が労働災害に被災したとき

- ・ 休業4日以上の場合…労働者死
- ・ 休業4日未満の場合…労働者死

労働基準監督署に提出する必要があり

**労災保険について**

**○ 労災保険について**

労災保険は、労働者が業務上の事由または通勤により負傷等を被った場合などに、被災した労働者や遺族を保護するために必要な保険給付などを行う制度です。

- ・ **技能実習生を含め労働者を1人でも雇用した場合には、労災保険に加入しなければなりません。**
- ・ 入管法により、暫定任意適用事業(※)に該当する場合であっても、技能実習生を受け入れる場合には、労災保険に加入するか、これに類する措置を講ずる必要があります。

※ 常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業、養殖、畜産等の一部の事業

**外国人雇用状況の届け出について**

- ・ 受入れ企業は、外国人(技能実習生)の雇入れ・離職の際、その氏名、在留資格などを期限内にハローワークに届け出る必要があります(届出義務は、1ページの表中「労働関係法令適用」に伴い生じます。雇用保険の加入手続と併せて届け出てください)。
- ・ 届け出をしなかつたり虚偽の届け出を行った場合、30万円以下の罰金を科せられることがあります。

このパンフレットに関するお問い合わせは  
▶ 最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局労働基準部へ

外国人雇用状況の届け出に関するお問い合わせは  
▶ 最寄りのハローワークへ



<お知らせ>

- ・安全衛生特別教育 [http://www.roaneikyo.or.jp/reserve/pdf/full\\_toku.pdf](http://www.roaneikyo.or.jp/reserve/pdf/full_toku.pdf)
- ・中央職業能力開発協会 <https://www.javada.or.jp/>
- ・技能検定試験問題公開サイト <http://kentei.javada.or.jp/>

フルハーネス型墜落制止用器具の  
使用が義務化されます  
(平成30年6月19日厚生労働省令第75号)  
そして「安全衛生特別教育」が必要です  
(平成30年厚生労働省告示第249号)

平成31年2月1日より、6.75m\*を超える高さの箇所で使用される墜落制止用器具は、フルハーネス型のものではないこととなります。  
\*規格に定める最大の自由落下距離(4m)およびショックアブソーバの最大の伸び(1.75m)の合計値に1mを加えた値  
\*6.75m未満では製品の落下距離に応じて器具を選択する

「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に就く者には、特別教育の受講が義務づけられます。

「安全帯」という呼び名が「墜落制止用器具」(墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落を制止する器具)に変わります。

国の定めた構造・性能が規定された「安全帯の規格」は、新たに「墜落制止用器具の規格」に改められます。

施行・適用等のタイミングと経過措置(猶予期間)について

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
	1月4月7月10月	1月4月7月10月	1月4月7月10月	1月4月7月10月	以降
政令改正	★公布	★施行日(2月1日)			★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布	★施行日(2月1日)			
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用		使用可能(2019年2月1日～)			
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間		使用可能(2022年1月1日まで)			×
安全帯の規格改正(予定)		★新規格適用日(2月1日) ★現行規格適用日(～8月1日)			
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能	製造・販売可能(2019年2月1日～)			
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能		販売可能		×
特別教育規程の改正	★告示	★適用日(2月1日)			

技能検定試験問題公開サイト

【著作権に関する注意事項】  
掲載されている試験問題等は、中央職業能力開発協会が作成し提供するもので、閲覧する対象者は、日本国内で閲覧するものとします。また、この著作権は、中央職業能力開発協会に帰属しますので、許可なく複製、二次使用等を禁止します。また、試験問題等を利用してテキスト等の発刊物として発行する場合には、中央職業能力開発協会の許諾を得る必要がありますので、十分にご注意ください。  
なお、掲載されている試験問題等は、著作権で保護されているため、本サイトでは閲覧のみ可能となっています。

試験問題一覧

- ・平成30年度前期技能検定試験問題
  - ・平成30年度後期技能検定試験問題
  - ・平成31年度前期技能検定試験問題
  - ・令和元年度後期技能検定試験問題
  - ・令和2年度後期技能検定試験問題
  - ・試験用-技能検定試験問題
  - ・平成30年度随時技能検定実技試験問題
  - ・平成31年度随時技能検定実技試験問題
  - ・令和2年度随時技能検定実技試験問題
  - ・公開用随時技能検定実技試験問題
- 随時の計画立案等作業試験については、左側の前・後期 問題を参考にしてください。